

定期預金規定 共通規定（インターネット支店用）

I 共通規定

第1条 証券類の受入れ

預金口座には、小切手その他の証券類などの取り立てを必要とするものは、入金（預入れ）することができません。

第2条 届出事項の変更等

1. 印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおきた、保証人を求めることがあります。

第3条 印鑑照合

支払い請求書、諸届その他の書類に使用された印影また署名を届出の印鑑または署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第4条 譲渡、質入れの禁止

1. この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

第5条 成年後見人等の届け出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. 預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始しているとき、または、家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様にお届けください。
4. 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前四項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
6. 本規定は、他の取引にも準用します。

第6条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 各定期預金規定に定める条項（預金の支払時期等）にかかわらず、この預金は満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうへ当社所定の支払請求書に届出印を押印または署名して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社は充当の順序を指定することができ、預金者は当社の指定に対して異議を述べることはできません。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息の計算については、次のとおりとします。
- (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利率、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第7条 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

以 上
(2020年4月1日改訂)